



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額換算 **2,250円** (共済共 **1,000円** 傷害特約 **1,250円**(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合					
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)						
年令	歩行中に自動車にはねられ死亡	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	階段から転落し半身不随	地震で建物の下敷きになり後遺障害	スキーで転倒し複雑骨折のため入院	料理中のやけどにより通院
60才6ヵ月超～65才6ヵ月以下	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき
65才6ヵ月超～75才6ヵ月以下	750万円 共 150万円 特 600万円	450万円 共 150万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 700～28万円 共 100～4万円 特 600～24万円	後遺障害の程度に応じて 400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	1日あたり 1,000円 特のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度
75才6ヵ月超～80才6ヵ月以下	600万円 特のみ	300万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。各制度については、2～3ページ下段をご参照ください。

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、2～3ページの基本コースで継続加入となりますのでご注意ください。

で保障(補償)が大きく広がります!

病気の場合		火災に遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
死亡	入院した場合		
胃ガンにより死亡	肺炎のため入院	事務所で火事	花輪代として
疾病により死亡したとき(または高度障害状態になったとき)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上のとき	死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
50万円 特のみ	1日あたり 1,000円 特のみ 10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	20万円 共 10万円 特 10万円☆	1万円 特のみ
30万円 特のみ		※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	

○	—	—	—
—	—	—	—
○	○	○	○
—	—	—	—
—	—	○	—

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
- (*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
- ※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約と異なりますのでご注意ください。

2021年12月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和26年6月2日～昭和36年6月1日生	
傷害特約*	3口まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和31年6月2日～昭和36年6月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和26年6月2日～昭和31年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和21年6月2日～昭和26年6月1日生

- ※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 共済部分は基準日時点の年齢が75才6ヵ月を超えたとき規約により脱退となります。
- お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。
- なお、脱退(解約)による解約返れい金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病